

幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町国民健康保険税条例 (昭和28年 4 月18日 条例第19号) 第 1 条～第25条 略 (国民健康保険税の減額) 第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) 法第703条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u>を超えない世帯に係る納税義務者	○幕別町国民健康保険税条例 (昭和28年 4 月18日 条例第19号) 第 1 条～第25条 略 (国民健康保険税の減額) 第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) 法第703条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円</u>（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が 2 以上の場合に

現 行 条 例	改 正 条 例
ア～カ 略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ 略 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ 略 第27条～第30条 略 附 則 1～7 略 （公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例） 8 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が前年中に<u>所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第26条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額（<u>所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。</u>）」とする。</u>	<u>あつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）</u>を超えない世帯に係る納税義務者 ア～カ 略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ 略 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ 略 第27条～第30条 略 附 則 1～7 略 （公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例） 8 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が前年中に<u>所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第26条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額（<u>所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。</u>）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「<u>125万円</u>」とする。</u>

現 行 条 例	改 正 条 例
9 ～24 略	9 ～24 略